

伊平屋保育所 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、伊平屋保育所（以下「当所」という。）が利用者に説明すべき内容は、次のとおりです。

1. 施設設置主体・施設概要

◎設置主体

名 称	伊平屋村
所 在 地	伊平屋村字我喜屋251番地
電 話 番 号	0980-46-2001
代 表 者 氏 名	村長 真栄田 孝

◎施設概要

施 設 の 種 類	保育所
施 設 名 称	伊平屋村立伊平屋保育所
所 在 地	伊平屋村字我喜屋232番地
連 絡 先	0980-46-2466 (FAX 兼)
施 設 長	所長 照屋 大作
対 象 児 童	生後6ヶ月（状況に応じて）～就園前児童
利 用 定 員	60人
設 置 年 月 日	昭和56年4月1日

2. 施設の目的及び運営方針

保育所とは、子どもの育児にあたる者が労働又は、疾病、出産等の事由により、家庭で保育できない乳幼児を受託し、心身共に健やかな育成を図り、子どもの最善の利益の保証と、福祉の増進を目的とします。

◎運営方針

「子ども一人一人を大切にし、保護者からも信頼され、
地域に愛される保育所を目指します」

3. 提供する特定教育・保育の内容

当所は、児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針及び保育課程にそって、子どもの発達に必要な保育その他の便宜の提供を行います。

◎保育方針

「豊かな人間性を持った子どもを育てる」

○保育目標

- ★心身共に健康な子
- ★意欲的に活動する子
- ★心豊かな子
- ★自己主張ができる子

○年齢別保育目標

- ★0歳児・・よく食べ、よく動く子
- ★1歳児・・よく食べ、よく遊ぶ子
- ★2歳児・・よく遊べる子
- ★3歳児・・よく遊ぶ子
　　基本的生活習慣の自立した子
- ★4歳児・・ともだちと遊べる子
　　自主的に活動する子

◎保育形態・保育計画

- ・年齢別保育を基本に、保育所保育指針（生命の保持・情緒の安定・健康・人間関係・環境・言葉・表現・食を営む力の基礎）の発達段階を前提条件とし、また、子ども一人一人の成長段階を踏まえたうえで、養護と教育が一体となった保育展開します。
- ・年齢ごとに年間・月間計画を作成。0・1・2歳児については個別計画も作成します。

◎食事の提供

- ・献立表は、園だよりを通して毎月お知らせします。
- ・食事内容をお便り帳や口答で伝え、玄関前の献立ケースで紹介し、保育参観等を通して給食の試食体験をします。
- ・食物アレルギー児への対応を行っています。医師の指示（診断書）に基づき除去食を提供します。（体質に合わない食材があれば事前にご相談・アレルギー申立書を提出してください。）

◎開所時間

区分	平日	土曜日
保育標準時間	7：45～18：00	7：45～13：00
保育短時間	ア 8：00～16：00	7：45～13：00
	イ 8：30～16：30	
	ウ 9：00～17：00	
	エ 9：30～17：30	

※休園日・・・日曜・祝日・年末年始・その他当所の指定日

「保育標準時間」と「保育短時間」は、保護者の就労時間などの「保育の必要性」に応じて認定される、認可保育所などで利用できる2つの保育時間区分です。

◎施設及び設備

設備	部屋数	面積 (m ²)	備考
乳児室	1室	30. 00	ひよこ組 (0歳児)
ほふく室	1室	56. 86	りす組 (1歳児)
保育室	3室	63. 20	うさぎ組 (2歳児)
		45. 00	ばんび組 (3歳児)
		45. 00	きりん組 (4歳児)

※設備運営基準に定める他の設備・・医務室・便所・沐浴室・調理室・調乳室

4. 職員の職数・員数及び職務の内容

(R7.1.5現在)

職種	勤務内容	職員数	常勤	非常勤	備考
所長	保育所運営・管理	1	1		
	所長補佐、一時預かり等				
保育士	児童の保育等	5	4	1	
保育士代替	児童の保育等	2		2	
保育補助	児童の保育補助等	4		4	
調理師・ 管理栄養士	給食・おやつ等の調理 献立表の作成	2		2	(管理栄養士 は委託)
調理補助	調理作業全般の補助	1		1	
嘱託医	内科検診及び歯科検診・ その他相談等	2		2	
看護師	健康管理・保育補助等	1	1		
支援員	保育士の補助・環境整備等	1	1		

5. 利用者負担額等

- 支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が所得に応じて定めた保育利用料をお支払いいただきます。
- 保育利用料の他に、3歳以上に限り主食費は課税世帯500円、非課税世帯50円を負担していただきます。

6. 認可定員

利用区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	合計
2号認定	—	—	—	16名	20名	36名
3号認定	6名	6名	12名	—	—	24名
定員合計						60名

*利用定員は、保育士の配置状況において変動があります。

7. 利用の開始及び終了に関する事項

当所を利用するにあたっては次の手続きが必要です。

◎入所手続き

- 「施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書（現況届）兼利用申込書」に必要事項を記載し、勤務証明書等、その他保育を必要とする理由書類を添付のうえ、「伊平屋村役場 住民課 児童福祉係窓口」へ提出してください。
- 入所が適当と認められた場合は、「保育所入所承諾書」、「支給認定証」が交付され、当所と利用調整を行い入所が決定します。

お申込みの状況等によっては、入所できない場合もあります。

◎退所手続き

- 退所を希望する場合は、退所日の10日前までに退所届を提出してください。
- 入所保育の継続が不適当と認められた場合は、退所していただくこととなります。（例えば、入所資格を有しなくなったとき。また、長期間にわたり保育の受けた実績がない場合等。）

◎利用の終了に関する事項

当所は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

- ・児童が幼稚園へ入園したとき。
- ・児童の保護者が、市町村が定める要件に該当しなくなったとき。
- ・その他、利用の継続について重大な支障困難が生じたとき。

8. 緊急時等における対応方法

入所されている児童に体調の急変等の緊急事態が発生した場合には、速やかに保護者又は医療機関への連絡を行います。

管轄警察署	本部警察署（伊平屋駐在所）	伊平屋村字我喜屋 314-1 TEL : 0980-46-2130
医療機関		
総合	沖縄県立北部病院付属 伊平屋診療所	伊平屋村字我喜屋 217-3 TEL : 0980-46-2116
歯科	伊平屋村立歯科診療所	伊平屋村字我喜屋 217-3 TEL : 0980-46-2853

9. 非常災害対策

別途に定める、消防計画により対応いたします。

防火管理者	所長 照屋 大作		
避難・消火訓練	火災・地震・津波等を想定した避難訓練を毎月実施します。		
防災設備	自動火災報知機・ガス漏れ報知機・非常警報装置・避難器具 消火器具		
避難場所	第 1 避難	園庭・正門前	第 2 避難 友愛と健康の広場・ 伊平屋中学校

10. 虐待の防止のための措置に関する事項

児童虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- ・児童虐待防止に関する職員研修会を実施します。
- ・虐待防止マニュアルの作成・運用し、気になる児童の早期発見に努め、保育士一人一人が抱え込まないよう報告・連絡・相談を行います。

11. 要望・苦情等に関する相談窓口

当所では、要望・相談・苦情等に関する窓口を以下のとおり設置しています。

相談窓口	<ul style="list-style-type: none">受付担当者 所長 照屋 大作解決責任者 所長 照屋 大作電話番号 0980-46-2466 (FAX 兼) <p>※担当者が不在の場合は、福祉保健課担当までお申し出ください。</p>
第三者委員	<ul style="list-style-type: none">主任児童委員 西江 邦子

※当所では、要望・苦情等に係る意見箱を所内設置しています。

12. 守秘義務及び個人情報の取扱について

児童及びその保護者等に係る個人情報については、緊急時においての連絡や必要な情報提供等の、必要最小限の範囲内において使用します。

同 意 書

当所における保育の提供を開始するに当たり、本書面に基づき重要事項の内容について説明を行いました。

保育所名 : 伊平屋村立伊平屋保育所
説明者職名 : 五百崎 慶太

私は、本書面に基づいて伊平屋村立伊平屋保育所の利用に当たっての重要事項の説明を受け、その内容に同意しました。

令和 年 月 日

保護者住所 : 伊平屋村字

保護者氏名 : 印

児童から見た続柄 :